

令和5年8月31日 開会

令和5年 第3回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第 4 2 号	表彰について	1
2	報告第 6 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	3
3	報告第 7 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	5
4	報告第 8 号	令和 4 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について	7
5	報告第 9 号	令和 4 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について	8
6	認第 1 号	令和 4 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について	9
7	認第 2 号	令和 4 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0
8	認第 3 号	令和 4 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 1
9	認第 4 号	令和 4 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2
10	認第 5 号	令和 4 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3
11	認第 6 号	令和 4 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について	1 4
12	認第 7 号	令和 4 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について	1 5
13	議第 4 3 号	令和 4 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 6
14	議第 4 4 号	令和 4 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 7
15	議第 4 5 号	令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
16	議第 4 6 号	令和 5 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
17	議第 4 7 号	令和 5 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

18	議第48号	寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について	18
19	議第49号	寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	23

議第42号

表彰について

寒河江市表彰条例（昭和36年市条例第34号）第2条の規定により、次の者を表彰したいので、議会の同意を求める。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

氏 名	表 彰 事 由
菊 池 進	表彰条例第2条第1号（地方自治）
木 村 壽太郎	表彰条例第2条第1号（地方自治）
児 玉 憲 司	表彰条例第2条第1号（地方自治）

（敬称略）

理 由

寒河江市表彰条例に基づき表彰しようとするものである。

報告第6号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

専第6号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和5年5月28日午前11時15分ごろ、寒河江市大字日田地内において、防火水槽維持管理作業のため寒河江市消防団第3分団第2部の団員が運転する消防小型動力ポンプ付き普通積載車が損害賠償請求者の住宅付属建物に接触し、建物の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の50代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金253,000円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年8月2日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

報告第7号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

専第7号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和5年6月20日午前9時00分ごろ、寒河江市大字日和田字日和田地内の県道日和田河原線を国道287号方向に走行していた寒河江市立なか保育所みいずみ分園の通園バスに、徐行し県道に侵入してきた損害賠償請求者の自動車が衝突し、車体の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の30代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金12,300円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年8月17日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

報告第8号

令和4年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度寒河江市財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.25)	— (18.25)	7.8 (25.0)	— (350.0)

備考 下段括弧内は、寒河江市の早期健全化基準

報告第9号

令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単 位 : %)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

認第1号

令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第2号

令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第3号

令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第4号

令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第5号

令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第6号

令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和
4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算を別冊のと
おり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算につ
いて、議会の認定を経ようとするものである。

認第7号

令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度寒河江市立病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和4年度寒河江市立病院事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 4 3 号

令和 4 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度寒河江市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和 4 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和 4 年度寒河江市水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 4 4 号

令和 4 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度寒河江市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和 4 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和 4 年度寒河江市下水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第48号

寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について

寒河江市立図書館に関する条例（平成元年市条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市立図書館に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市立図書館に関する条例（平成元年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条を第15条とし、第6条を第14条とする。

第5条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の施設及び設備の管理に関する業務
- (2) 法第3条各号に規定する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。

第4条中「寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の5条を加える。

（会議室等の使用）

第7条 会議室、小会議室、視聴覚室及び展示ホール（以下「会議室等」とい

う。)を使用できる者は、図書館事業と関連する活動を行う個人又は団体とする。ただし、教育委員会が特に適当と認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第8条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会議室等の使用を許可しない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物の類を携行するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 会議室等の附属設備を破損するおそれがあるとき。

(4) その他会議室等の管理上支障があると認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該許可を取り消し、若しくは当該許可に付した条件を変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。

(2) 許可に付した条件に違反したとき。

(3) その他会議室等の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても教育委員会はその責めを負わない。

(会議室等の原状回復の義務)

第11条 使用者は、会議室等の使用が終わったとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第3条中「寒河江市立図書館（以下「図書館」という。）」を「図書館」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第3条 寒河江市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 午前9時30分から午後7時30分までとする。ただし、12月1日から翌年の2月末日までは、午前9時30分から午後6時30分までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法に規定する休日」という。）にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日とする。ただし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が必要と認める日）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の寒河江市立図書館に関する条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例の規定による改正後の寒河江市立図書館に関する条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 図書館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

図書館に指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしようとするものである。

議第49号

寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年市条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。